

## 第20回山形地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成25年3月1日(金)午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所第1会議室
- 3 出席委員 岩城愼二, 遠藤隆弘, 尾形美好, 押野浩, コーエンズ久美子, 今田裕幸, 高田美紗子, 外塚功, 永澤孝, 中島泰徳, 正木徹, 松岡由美子, 水野邦夫, 山本一視
- 4 列席職員等 渡邊智子事務局長, 腰塚秀一民事首席書記官, 富田真生事務局次長, 岩田実民事訟廷管理官, 鈴木正博簡裁庶務課長, 秋元学総務課長, 那須知子総務課課長補佐, 五十嵐亨庶務係長
- 5 議事要旨
  - (1) 山形地方裁判所委員会委員長挨拶
  - (2) 議題

「簡易裁判所の民事事件手続について ~身近な裁判所を目指して~」

ア 簡裁民事事件の手続の種類, 各手続の利用状況等について, 簡裁庶務課長から説明をした。

イ 簡易裁判所の法廷, ラウンド法廷, 調停室及び申立待合室の見学及び施設等の説明を行った。

これらの説明等を踏まえて, 委員による意見交換を行った。

<主な意見> ( 委員長, 委員, 説明者(列席職員) )

山形県内には約6,000人の外国人, うち中国系約4割, 韓国朝鮮系約3割が居住しているが, 母国語が日本語ではない相談者はどのくらい来庁するのか。

また, 山形県国際交流協会では, 多言語によるリーフレットを備え置いているが, 裁判所でもそのような工夫をしているのか。

母国語が日本語ではない方が簡裁の窓口に来庁することはそれほど多く

はない。簡単な手続について、英語で対応をしたことはあるが、それ以外の言語について対応したことは、最近はないと思われる。

なお、多言語によるリーフレットを備え置くまではしていない。

それほど対応例が多くないということと伺っておく。なお、多言語について、司法用語を易しい日本語で解説する案内文書を備え置くことなどについて、考慮してはどうかと思う。

今後も「手続案内」を分かりやすくするよう努力したい。

司法委員とはどのような役割をするのか。

司法委員とは、正確には「司法委員となるべき者」であり、事件ごとに選任されて、司法委員となり、裁判官が和解を試みるときにその補助をしたり、審理に立ち会って、裁判官に参考となる意見を述べたりする。和解を補助する場合は、借受金の返済について分割希望がある場合に、和解の手続を行うことが多い。一般市民の中から選ばれ、1年間の任期となっている。

司法委員が関与して法廷に立ち会う場合、裁判官の隣に座っているのが誰か、どんな役割をする人なのかなどを当事者に説明するのか。

裁判官から、当事者に対し、司法委員の役割等を説明している。

将来、裁判官を志望している学生等に対して、どのような広報活動を行っているか、また、一般の裁判所を知りたい方についてはどのような広報をしているのか。

夏休み期間に、小中学生を対象とする見学体験ツアーを行っている。また一般及び学生には、随時、法廷傍聴や庁舎の見学等を受け付けているので、御希望等があれば、総務課庶務係まで御連絡いただきたい。

他の機関の相談を経由せずに直接簡裁の窓口に来るケースは多いのか。

他の機関の無料相談等を受けた後、簡裁の窓口に来る来庁者が3割程度いるが、多くは、他の相談機関等に行かずに直接簡裁の窓口に来ているという

印象である。

窓口への来庁者のプライバシーについて、配慮をしているか。

手続案内の窓口はブース形式になっているが、手続の性質によっては別室を使用する等、プライバシーには配慮している。

なお、別室を利用する場合は、2人以上の職員で行い、来庁者が女性の場合は、女性職員が必ず入るようにしている。

調停の費用はどのくらいかかるのか。

通常訴訟の4分の1程度であり、具体的には10万円の請求であれば、印紙500円に郵券代400円である。また、調停期日を開いているのは、当庁においては月曜日から木曜日であり、係は4係ある。

労使間のトラブル、例えば給与の未払い等の相談は直接窓口に来るのか。また、簡裁の事件で、60万円が上限というのと140万円が上限というのがあるようだが、その違いは何か。

給与の未払い事件については、労働監督署を経由して来るのが8割程度ある。また、60万円は少額訴訟の上限であり、140万円は通常訴訟の上限である。

(3) 次回のテーマ

未定

(4) 次回予定期日

平成25年9月6日(金)午後1時30分から